

議案第 25 号

前橋市一般職の職員の給与に関する条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年前橋市条例第 303 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 2 項中「前項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 獣医学に関する専門的知識を必要とする職に新たに採用された職員には、月額 3 万円を超えない範囲内の額を、初任給調整手当として支給する。

3 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給することができる。

第 15 条の 3 中「、第 9 条の 4 及び第 22 条」を「及び第 9 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。